避難行動要支援者制度の仕組み

● 名簿の作成

碧南市

2名簿情報提供に 関する意思確認

> 3調査票兼同意書 の提出

①避難行動要支援者



4名簿情報の 提供

私たちの同意が 必要なんだね

支援者に情報を出すには

- 日ごろの近所づきあい
- ・支援のお願い
- ・平常時の見守り
- ・災害時の避難支援
- ・安否確認など

民生委員が内容確認

2避難支援等関係者



相互に協力

相互に協力

に訪問します





地域住民など

避難行動要支援者名簿とは

災害対策基本法の改正により、市はひとり暮らし の高齢者や重度の障害がある人など、災害時に何ら かの手助けを必要とする人の名簿(避難行動要支援 者名簿)を整備しています。名簿を平常時から避難 支援等関係者に提供するには、ご本人に同意してい ただく必要があります。名簿は、避難支援等関係者 や近所の人など地域の避難支援者が連携して支援を 行う際に役立てられます。

❶避難行動要支援者

在宅であり、災害が起きたときに自力での避難が 難しく、何らかの手助け(支援)を必要とし、次に 当てはまる人

- ・ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯とし てシルバーカードに登録されている人
- ・要介護3~5の人
- ・高齢者のみの世帯で、市へ名簿の登録を申し出た
- ・身体障害者手帳の1級または2級の人
- ・療育手帳のA判定またはB判定の人
- ・精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の人
- ・移動に介助を必要とする療育者



課高齢福祉係 (高齢者関係) ☎(95)9888

2(95)9884

福祉課社会福祉係(障害者関係)

平常時から避難行動要支援者名簿の提供を受け、 見守り活動や災害時の避難支援に協力してもらう団

・消防署

災害時の「もしも」に備えて

避難行動要支援者名簿の

提供への同意をお願いします

- ・警察署
- · 民牛委員児童委員協議会
- ・社会福祉協議会
- ・地域包括支援センター
- ・自主防災会

3避難支援者

地域住民の皆さんで、災害時にできる範囲内で避 難支援・安否確認をしていただける人



名簿情報提供の同意

名簿を民生委員などの避難支援等関係者に事前に名簿を提供するためには同意が必要です。新たに名簿の 対象になった人、または名簿提供の同意調査が未回答の人は、調査票兼同意書の提出をお願いします。避難 行動要支援者には6月上旬に案内を郵送します。同意確認書を、案内に同封された返信用封筒に入れてご提 出ください。

提出期限 7月1日/月まで

※避難支援等関係者も避難支援者も、法的な義務や責任を負うものではありません。ご自身 や家族などの安全を確保したうえ、避難行動要支援者の支援をお願いします。